



ファーストケアから重要なお知らせ

居宅介護支援版と一緒に居宅サービス提供版を  
お使いの事業所様  
小規模多機能版・看護小規模多機能版を  
お使いの事業所様へ

## ファーストケア Ver.7

### (平成 30 年度介護報酬・診療報酬改定版) について (Vol.2)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度介護報酬・診療報酬改定に対応したファーストケア Ver.7 へのバージョンアップについて、居宅支援版とともに居宅サービス提供版をお使いの事業所様、小規模多機能版・看護小規模多機能版をご利用の事業所様へご案内いたします。他エディションをご利用いただいている事業所様へのご案内は順次おこなってまいりますので、少しお待ちください。

なお、厚生労働省の改定内容発表状況により、今回ご案内する内容が変更となる場合もございます。あらかじめご了承ください。

**ケアマネ様に平成 30 年 4 月の利用票・提供票をお作りいただくために、  
ファーストケア Ver.7 (暫定版) を**

**平成 30 年 3 月 19 日週 (19 日～23 日のいずれか)**

**にご提供を開始する予定です。**

**このバージョンは利用票・提供票の作成に必要な機能のみ操作ができるようになっております。  
ファーストケア Ver.7 をインストールしても、居宅サービス提供版はお使いいただけません。**

#### 1. ファーストケア Ver.7 をお使いいただく準備

ファーストケア Ver.7 をお使いいただくために、以下の操作が必要です。ファーストケアお知らせ画面にリリース案内が掲載されましたら、弊社ホームページのユーザーサポート情報から操作を開始していただきます。詳細な手順はリリース時に、ご案内いたします。

- ① ファーストケア Ver.7 をインストールします。
- ② ファーストケア Ver.6 の維持管理画面でバックアップを採取します。
- ③ ファーストケア Ver.7 の維持管理画面で②のデータを使って、**初回移行**を行います。  
利用票・提供票の作成に必要なデータだけが、ファーストケア Ver.7 に取り込まれます。
- ④ ファーストケア Ver.7 で移行データを確認し、制度改正内容を更新します。
- ⑤ ケアマネ様はファーストケア Ver.7 で利用票・提供票を作成できるようになります。
- ⑥ 3 月末に各種計画書や記録、居住サービスをお使いいただけるファーストケア Ver.7 をリリースします。バージョンアップしたら、計画書やアセスメント、各種記録などを**最終移行**します。  
最終移行後は、ケアマネ様・サービス提供事業所のご担当者様など皆様でファーストケア Ver.7 をお使いいただけます。

※複数のパソコンでファーストケアをお使いいただいている場合は、すべてのパソコンで①ファーストケア Ver.7 のインストールが必要です。

## 2. ファーストケア Ver.6 から Ver.7 へのデータ移行について

### ①ファーストケア Ver.6 から移行する情報

- 職員、事業所、保険外サービス、福祉用具、部屋情報など各種登録情報
- 利用者、被保険者証、公費、負担額減額、部屋予約など利用者情報
- 標準アセスメント、全社協ガイドライン、包括的自立支援の各アセスメント情報
- 居宅サービス計画書、予防サービス計画書、提供サービス計画書、経過記録などの計画書情報
- ケア記録（経過記録、食事、バイタル、排泄、入浴等）、業務日誌、Fax 連絡票など
- 売掛入金管理データ
- ログインユーザー情報

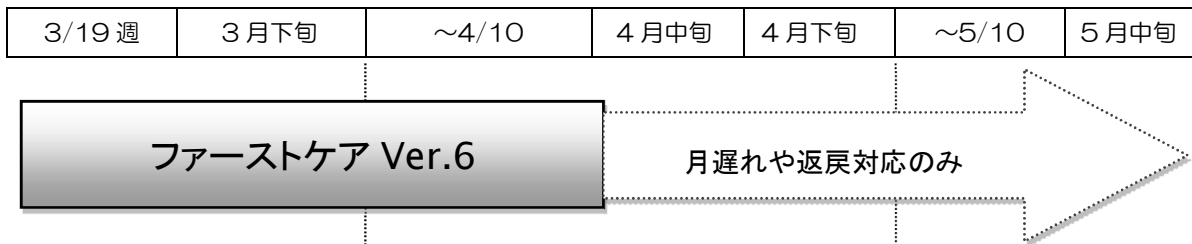
※データ移行後、改正内容に沿って加算など登録内容の見直しを行います。

### ②ファーストケア Ver.6 から移行しない情報

- 平成 30 年 2 月以前の予定・実績スケジュール
- 平成 30 年 3 月以前の保険外サービス（単独サービス・付帯サービス・有料サービス・居住サービス）算定情報
- ヘルパーアサインの割当

※ファーストケア Ver.6 にて平成 30 年 3 月週間形式スケジュールに登録されているスケジュールは、ファーストケア Ver.7 にて平成 30 年 4 月へ複写が可能です。前制度から新制度への自動変換は行わず、サービス種類・サービス提供事業所名・提供時間が複写対象となります。複写後は新制度に基づき、スケジュールを正しく修正していきます。

### 3. 3月～5月のファーストケアご利用イメージ



**■ケアマネ様**

3月末にファーストケア Ver.7(暫定版)へバージョンアップするまでは、平成 30 年 3 月以前の予定・実績スケジュール、居宅サービス計画書、アセスメントなどは FirstCareV6 へ入力します。

3月ご利用分の請求が終わったら、ファーストケア Ver.6 は月遅れや返戻、過誤請求の場合に使います。再請求時などはファーストケア Ver.6 で行いますので、動作環境を大事にしてください。

**■サービス提供事業所のご担当者様**

3月末にファーストケア Ver.7(暫定版)へバージョンアップするまでは、ファーストケア Ver.6 をお使いください。

**4/1～10に行う国保連請求は、ファーストケア Ver.6 で行います。**

ファーストケア Ver.7(暫定版)  
初回インストール&初回移行

ファーストケア Ver.7(暫定版)  
バージョンアップ&最終移行



**■ケアマネ様**

ファーストケア Ver.7(暫定版)では平成 30 年 4 月以降の利用票・提供票を作成します。

**■ケアマネ様**

ファーストケア Ver.7(暫定版)で居宅サービス計画書、アセスメントなども FirstCareV7 へ入力します。

**5/1～10に行う国保連請求は、ファーストケア Ver.7 で行います。**

**■サービス提供事業所のご担当者様**

ファーストケア Ver.7(暫定版)で平成 30 年 4 月以降の予定・実績スケジュール、提供サービス計画書、各種記録などを FirstCareV7 へ入力します。ファーストケアポータブルとの連動も、ファーストケア Ver.7(暫定版)からご利用いただけます。

＜お問い合わせ＞

- ヘルプデスク                      ご契約時にお知らせした電話番号までお問合せください。
- スマート伝送担当                  0120-27-8117 (フリーダイヤル) または 044-281-3475  
(電話受付：弊社営業日 10:00～12:00、13:00～18:00 土日祝祭日除く)